

- 補助点一の二〇 補助点一の九から一七七度の方向二五メートルの点
- 補助点一の二一 補助点一の一〇から二六二度の方向九六メートルの点
- 補助点一の二二 補助点一の一一から三五二度の方向三三メートルの点
- 補助点三の一 基点三から一四一度の方向一三二メートルの点
- 補助点四の一 基点四から一一九度の方向八五メートルの点
- 補助点五の一 基点五から一七〇度の方向六四メートルの点

広島県告示第千二百二十七号

海岸法(昭和三十一年法律第一〇一)第三条第一項の規定によって指定した次の海岸保全区域を廃止する。

平成十七年十月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

昭和六十三年広島県告示第七百六十九号をもって指定した次の海岸保全区域を廃止する。

広島県告示第千二百二十八号

漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三十七号)第三十九条第五項第二号の規定によって、第二種箱崎漁港区域内の次の区域を指定物件の放置等禁止区域として指定する。

平成十七年十月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 寺山地区

1 区域

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線及び陸岸(福山市内海町矢ノ島を除く)により囲まれた水域

2 点の位置

基点一 福山市内海町字牛ノ首八三四〇番三に設置された標柱

基点二 箱崎漁港寺山浮防波堤二号基上に設置された金属標(福山市内海町字牛ノ首地先)

基点三 福山市内海町字馬場崎突端

二 箱崎地区

1 区域

箱崎漁港箱崎A号防波堤、基点一から基点二を結んだ線、箱崎漁港箱崎東防波堤、基点三から基点四を結んだ線、箱崎漁港箱崎北防波堤及び陸岸により囲まれた水域

2 点の位置

- 基点一 箱崎漁港箱崎A号防波堤上に設置された金属標(福山市内海町字箱崎地先)
 - 基点二 箱崎漁港箱崎東防波堤南端に設置された金属標(福山市内海町字箱崎地先)
 - 基点三 箱崎漁港箱崎東防波堤北端に設置された金属標(福山市内海町字小箱地先)
 - 基点四 箱崎漁港箱崎北防波堤上に設置された金属標(福山市内海町字小箱地先)
- 指定物件
漁船を除く船舶
- 指定する日
平成十七年十一月一日

広島県告示第千二百二十九号

漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三十七号)第三十九条第五項第二号の規定によって、第二種沖浦漁港区域内の次の区域を指定物件の放置等禁止区域として指定する。

平成十七年十月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 区域

基点一から基点六までの各点を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた水域

二 点の位置

基点一 豊田郡大崎上島町沖浦字高野場七二七番十六地先に設置された金属標(北緯三四度一分四〇秒九三二五、東經一三二度五三分二七秒三九九五)

基点二 豊田郡大崎上島町沖浦字畑盛地先沖浦漁港三里浜防波堤上に設置された金属標(北緯三四度一分三八秒四五七一、東經一三二度五三分二七秒四五四)

基点三 豊田郡大崎上島町沖浦字高野場地先沖浦漁港沖防波堤西側に設置された金属標(北緯三四度一分三七秒六七二一、東經一三二度五三分二九秒四六三七)

基点四 豊田郡大崎上島町沖浦字高野場地先沖浦漁港沖防波堤東側に設置された金属標(北緯三四度一分三八秒八五六六、東經一三二度五三分三五秒六七〇五)

基点五 豊田郡大崎上島町沖浦字高野場地先沖浦漁港西防波堤に設置された金属標(北緯三四度一分三九秒四三六九、東經一三二度五三分三六秒六四〇一)

基点六 豊田郡大崎上島町沖浦字高野場七二七番十六東側に設置された金属標(北緯三四度一分四二秒二五六二、東經一三二度五三分三五秒七七六〇)

三 指定物件

漁船を除く船舶

四 指定する日

平成十七年十一月一日